

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日田市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日田市長

公表日

令和5年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の健全な運営による社会保障及び国民保健の向上のため、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。</p> <p>日田市では、市内に居住し、健康保険又は共済組合等いずれの医療保険にも加入していない者すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。</p> <p>日田市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書に関する事務</p> <p>③保険給付の支給に関する事務</p> <p>④一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>⑤一時差止めに関する事務</p> <p>⑥オンライン資格確認に関する事務</p> <p>⑦情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報取得事務</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 国保市町村事務処理標準システム2. 総合収納管理システム(Acrocity住民情報)3. 総合滞納管理システム(Acrocity住民情報)4. 団体内統合利用番号連携サーバ5. 中間サーバ6. 国保情報集約システム7. 国保総合システム8. 医療保険者等向け中間サーバー等9. 情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の30の項2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第1条、第2条第2項、第9条5. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 ・第2条第13号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・1～5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項(第三欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれるの項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項) ・17、106の項(第三欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれるの項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項) ・22の項 ・97の項(第三欄(情報提供者)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれるの項のうち、第四欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項) ・120の項(第三欄(情報提供者)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれるの項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項) (別表第二における情報照会の根拠) ・42、43、93の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項、第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課3日以内窓口 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8233 mail:koukai@city.hita.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部健康保険課 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8271 mail:kenkohoken@city.hita.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I-1-③	1. 国民健康保険システム(Acrocity住民情報) 2. 団体内統合利用番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. 国民健康保険システム(Acrocity住民情報) 2. 団体内統合利用番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 国保情報集約システム 5. 国保総合システム	事前	
平成29年5月30日	I-1-③	1. 国民健康保険システム(Acrocity住民情報) 2. 団体内統合利用番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 国保情報集約システム 5. 国保総合システム	1. 国民健康保険システム(Acrocity住民情報) 2. 総合収納管理システム(Acrocity住民情報) 3. 総合滞納管理システム(Acrocity住民情報) 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 国保情報集約システム 7. 国保総合システム	事後	平成29年5月の見直し時点で、利用するシステムに漏れがあったため追加するもの。
平成30年7月11日	I 5. ②	課長 相良 信哉	健康保険課長	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年5月1日 時点	令和1年6月21日 時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年5月1日 時点	令和1年6月21日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策		様式変更「IV リスク対策」追加	事後	
令和2年6月26日	I-1-③		「8. 医療保険者等向け中間サーバ等」追加	事後	
令和2年6月26日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年6月21日 時点	令和2年6月26日 時点	事後	
令和2年6月26日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年6月21日 時点	令和2年6月26日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 4. ②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年6月21日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年6月21日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年7月13日	I-1-②		⑥オンライン資格確認に関する事務 追加	事後	
令和4年7月13日	I-3		「国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項」追加	事後	
令和4年7月13日	I-4-②		・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 追加	事後	
令和4年7月13日	I-7	mail:koukai@city.hita.oita.jp	mail:koukai@city.hita.lg.jp	事後	
令和4年7月13日	I-8	mail:kenkohoken@city.hita.oita.jp	mail:kenkohoken@city.hita.lg.jp	事後	
令和4年7月13日	IIしきい値判断項目 2.対象人数	令和3年9月1日 時点	令和4年7月13日 時点	事後	
令和4年7月13日	IIしきい値判断項目 3.取扱者数	令和3年9月1日 時点	令和4年7月13日 時点	事後	
令和4年12月16日	I-1-②		⑦情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報取得事務 追加	事前	
令和4年12月16日	I-1-③	1. 国民健康保険システム(Acrocity住民情報) 2. 総合収納管理システム(Acrocity住民情報) 3. 総合滞納管理システム(Acrocity住民情報) 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 国保情報集約システム 7. 国保総合システム 8. 医療保険者等向け中間サーバ等	1. 国保市町村事務処理標準システム 2. 総合収納管理システム(Acrocity住民情報) 3. 総合滞納管理システム(Acrocity住民情報) 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 国保情報集約システム 7. 国保総合システム 8. 医療保険者等向け中間サーバ等 9. 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和4年12月16日	I-3		「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項、第9条」追加 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号」追加	事後	
令和4年12月16日	I-4-②		「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項、第9条」追加 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号」追加	事後	
令和4年12月16日	IIしきい値判断項目 2.対象人数	令和4年7月13日 時点	令和4年12月16日 時点	事後	
令和4年12月16日	IIしきい値判断項目 3.取扱者数	令和4年7月13日 時点	令和4年12月16日 時点	事後	